

# エドワード・ステイリングフリートの教会論（上）

山田園子

- 一 はじめに
- 二 研究史上のステイリングフリート
- 三 分離の災い（以上本号）
- 四 分離の不当性
- 五 おわりに — ステイリングフリートが残したもの —

## 一 はじめに

本稿は、一六八〇年代初頭に公刊されたエドワード・ステイリングフリート（一六三五—一六九九年）の非国教徒批判を手がかりに、彼の教会論を検討するものである。彼の議論はジョン・ロックら多くの人々から反論された。ステイリングフリートの教会論の検討は、ロックの反論を理解し、そこからロック自身の教会論を考察するための準備作業となる。このロック—ステイリングフリート論争の歴史的背景の詳細については、別論文を参照されたいが、ここで概略を述べ、教会論等をめぐって彼らにつきつけられた課題を確認しておきたい。<sup>①</sup>

旧来「排斥危機」と呼ばれた一六七〇年代末から一六八〇年代初頭の時期は、たんに王位継承を問題としたのではなく、『統治二論』とステイリングフリート批判というロックの業績に即して見た場合、君主制と教会制度自体が議

論の対象とされる程に、深刻な危機の時代だった。そのため、ジョンサン・スコットのようには、一六七八年以降の危機を「復古体制危機」と呼ぶ研究者が登場する。

復古体制危機においてとくに問題となるのは、国王ではなく主教を聖なる象徴とする、主教重視の姿勢がイングラド教会内に現れたことである。主教重視は極端な場合、神授権主教制、つまり主教（監督）の権限は神に直接由来し、使徒継承（継紹）<sup>22</sup>によって伝授されるという考え方に至る。この神授権主教制をロックは、一六七五年に書かれたと考えられる『寛容論』の追加部分で非難した。さらに同年公刊された『貴顕の士からの手紙』は、一六七八年以降の復古体制危機時の議論を先取りして、教皇主義と恣意的統治を問題とする。『貴顕の士からの手紙』執筆について、ロックの直接の関与は断定できないが、シャフツベリ伯の下でロックが口述筆記したと言われることがあり、神授権主教制批判の点で、『寛容論』追加部分と内容的な共通項がある。『貴顕の士からの手紙』は、一六七五年四月に提出された「ダンビ審査」法案が、神授権主教制に立つ教会国家体制を目指していることを、激しく非難するものである。

法案通過は挫折したが、その後、神授権主教制に立つ教会国家体制を支持する人々と、それを恣意的統治の導入として反対する人々との対立が、互いを教皇主義として非難しあう中でヒステリックな反教皇主義的言動にまで高じたのが、一六七八年の教皇主義陰謀暴露、そしていわゆる排斥危機である。ここで国教会と非国教徒との葛藤という復古教会体制の問題が再燃する。一六八〇年秋に開会された議会は、広範な基盤に立つ新たなプロテスタント教会体制を求めて、包容法と寛容法の導入により国教会と非国教徒との対立を緩和しようとする。だが、この「緩和法案」は廃案となった上、頑固な国教会派は両法案にそもそも反発し、国教会から分離した非国教徒をまったく認めなかった。

スティリングフリートは分離非国教徒を認めない見地に立ち、教会統治の根幹に立ち返って主教制に立つ国教会制を擁護した。ロックや非国教徒らはそれを受けて立つことになる。復古体制危機がスティリングフリートとロックらにつきつけた課題は、以下の五点に整理できる。それらを集約すれば、国家・国王と教会のあり方、そして両者の関係を問うものである。

第一に、教会統治とは誰がどういう根拠かつ権限で行なうものか。とくに主教職をどう位置づけるのか。

第二に、教会統治において「教会の長である国王」の役割は何か。主教と国王の関係はどうあるべきか。

第三に、王権の根拠と権限は何か。

第四に、国内の対立が教皇主義の言辞に収斂され、その言辞の使用が有効と判断される、相互の反感や恐怖に通底する敵意の本質は何か。

第五に、教皇主義に対し連帯して守らねばならぬと考えられた「プロテスタント教」とは何か。イングランド教会と非国教徒は、プロテスタントとして相容れない存在か。

以下では、「一 研究史上のスティリングフリート」でスティリングフリートの教会論にかんする研究史上の評価を確認する。「二 分離の災い」では、彼の説教にもとづき、非国教徒の分離を否定する彼の問題意識、および反論者を刺激した論点の所在を明示する。「四 分離の不当性」では、説教だけでは説ききれなかった彼の教会論の全容を明らかにし、「五 おわりに ―スティリングフリートが残したもの―」では、スティリングフリートが提起した論争的となりうる問題点を整理して、ロックによる反論の検討に備えたい。

## 二 研究史上のステイリングフリート

ロックーステイリングフリート論争については、一般に、ロックの『人間知性論』をめぐる一六九七年以降の哲学・神学上の応酬が研究者によく知られている<sup>(5)</sup>。だが、彼らは一六八〇年代初頭にも教会論をめぐる対立していた<sup>(6)</sup>。

王政復古時、ステイリングフリートはサットンの牧師だった。彼は一六六二年に『オリギネス・サクラエ』を出版して、聖書の正確性と神的権威を強調し、ロバート・サンダーソン主教の好評を得る。その後、六五年にロンドン、ホルボーンのセント・アンドルー教会の牧師となり、そのかたわらカンタベリー大聖堂等での要職に任じられる。六〇年代後半には彼の説教は定評を得、国教会内での昇進を続けた。七〇年代にはロンドン大執事やセント・ポール司祭長等を歴任し、一六八〇年代末にはウースターの主教となる<sup>(7)</sup>。

一六八〇年五月に彼はセント・ポール司祭長として、ギルドホール礼拝堂において市長の前で説教を行い、それを同年『分離の災い』として公表した。さらに翌八一年、反論を考慮して説教の内容を拡充した『分離の不当性』を公刊する<sup>(8)</sup>。彼は一六六〇年代初頭の『イレニクム』出版等をもとに、一般にリベラルなアングリカンまたは広教主義者 (Latitudinarians) の一人と<sup>(9)</sup>されること<sup>(6)</sup>がある。だが、『分離の災い』等ではイングランド教会の歴史的正当性を強調して、教会から分離する非国教徒を非難した。

ゲリ・S・ド・クレイによれば、『分離の災い』等は「公共圏を分裂」させる程の論争を引き起こし、ステイリングフリート自身、重大な問題が「コーヒーハウスでの慰みものになった」と愚痴をもらしていた<sup>(7)</sup>。実際、彼の主張に

は、非国教徒はもとより、国教会制自体を必ずしも否定しなかったリチャード・バクスター等からも大量に批判が寄せられ、他方スティリングフリートを支持する文書もあいついで発表された。公刊はされなかったが、ロックも一六八一年にスティリングフリート批判を書き、それが手稿のままラヴレース・コレクションに残されている。<sup>(8)</sup> この八〇年代初頭の論争時の『分離の災い』と『分離の不当性』に見られるスティリングフリートの議論を検討する。

『分離の災い』と『分離の不当性』にかんする研究史上の問題点は、彼の教会論の全体像にせまる業績がないことにある。そもそも両トラクトに言及、またはそれらを検討した研究が少なく、言及や検討があっても、その大半はロックの見解との対比、復古期の教会史の一端、または一六九〇年代末の論争の前史として簡略に扱われるにとどまる。とはいえ、これらの議論において、彼の見解として以下の四点が注目、指摘されている。

第一に、彼は非国教徒の迫害にも寛容にも反対し、主教制に立つ国教会制度を唱えた。<sup>(9)</sup>

第二に、彼が非国教徒の分離を恐れたのは、国教会としてのイングランド教会の存在を、分離が脅かすからである。<sup>(10)</sup>

第三に、彼は主教制を使徒の原始教会にさかのぼって正当化するとともに、教会制度を支える世俗の主権者の権力や制定法上の強制力を擁護した。<sup>(11)</sup>

第四に、国家と教会は同延的な広がりをもち、宗教統一は国家統一に必要なだと彼は主張する。教会の安全確保は国家のそれであり、異論や分離の抑制は政治的行動とみなされる。<sup>(12)</sup>

これら四点からくみとれることは、復古体制危機下において、イングランド教会が国教会として存在することの正当性、およびその明確なアイデンティティをスティリングフリートが求めたことである。<sup>(13)</sup> すでに多くの非国教徒が存在し、国教会拒否を表明する中で、彼らの分離や寛容をたんに拒否するだけでは、何の説得力もない。国教会として

イングランド教会が存在し続けるためには、イングランド教会の起源、教会統治のあり方、主教制の正当性、宗教・教会事項における国王や制定法という世俗権威の役割、といった問題から説き起こさなければならない。これらの議論は、非国教徒への対応としてばかりでなく、国教会内における見解の多様性への対応でもあった。国教会の主だった聖職者の間でも、非国教徒への処遇をめぐる、あるいは世俗権威と教会との関係について、多様な見解が展開されてきたからである。<sup>14)</sup>

ステイリングフリートのトラクトに指摘される右の四点は、先に確認した、復古体制危機が突きつけた課題と重なるものがある。ステイリングフリートはたんに非国教徒への反感から、そしてその弾圧を目的としてトラクトを書いたのではなく、イングランド教会の国教会としての再編論を書き、非国教徒の分離はその一環として議論された。教会体制のあり様を左右するものとして彼のトラクトが重視されたからこそ、彼が謝意を表するほどに、非国教徒のジョン・オウエンは「礼儀と穏当な言語を伴う」慎重な反論を心がけた。ロックも、露骨な非国教徒迫害を言うサミュエル・パーカーへの反論をはるかに上回る紙幅を割いて、ステイリングフリートの議論に逐一沿う形で駁論を記すことになる。<sup>15)</sup>

### 三 分離の災い

一六八〇年に公刊された『分離の災い』は、同年五月に市長の前で行なわれた説教とその補足の印刷である。これに対して多くの反論が寄せられ、それらへの解答として翌年『分離の不当性』が公刊される。前者が説教の収録として六〇ページ弱の比較的短い文書であるのに対して、後者は反論に対応して議論を深め、四五〇ページの書物となっ

ている。教会論に関わる本格的な議論はこの書物によって検討すべきだが、『分離の災い』はその書物につながり、かつ反論者を刺激したスティリングフリートの問題意識や論点を明確にする。本節では『分離の災い』をもとに、復古体制危機時の彼の問題意識、および分離非国教徒をめぐる論点の所在を明らかにしたい。

彼のねらいは、非国教徒の迫害ではなく、それを回避して「われわれ自身の間での永続的な連帯の基礎」を見出すことにある。その基礎を彼は次のことに求めた。「ローマ教会の誤謬と腐敗を否定することで一致する人々が、われわれの共通の宗教に伴う大きな勤め、すなわち、われわれの祈祷、崇拜および礼典、並びに神礼拝の厳粛な全行動に容易に集うことができる」こと、換言すれば「ブリティッシュ・ネイション」ならば、すべての人々は国教会としてのイングランド教会に集え、ということである。<sup>16)</sup>

この主張からすれば、彼が非国教徒の分離を否定するのは当然であるが、ここで問題となるのは、教会がなぜ、どのように国教会として集われなければならないか、ということである。この問題について、分離とは何か、そして教会とは何か、という二点に注目して、彼が前提とする認識を探りたい。

分離についてスティリングフリートは言う。「人々が躓くのももつともないいくつかの特定の儀式によるコミュニオン（Communion）をたんに見合わせ、彼らが正しいと判断するようにそれを取り扱うことと、彼らが正しいと判断することに於いてすらコミュニオンを完全に、あるいは少なくとも常時控え、公定宗教（the established Religion）が許す以外の他の師の下で、かつ他の準則に従って分離会衆の形成へ向かうこととを、私は混同していない。<sup>17)</sup>」

彼が「災い」として否定する分離は後者である。国教会の礼拝様式等の一部に従えない人々が、国教会通りにしないこと自体は、スティリングフリートはもはや問題としない。国教会に異論や違和感を持ち、例えば跪座聖餐を執行しない等、自分たちの判断で礼拝様式等を改変して執行しても、それは分離ではなかった。このことについて、彼は

こう言う。「人々は、すでに到達した地点をこえて進めとせきたてられるべきでも、また彼らの良心の指令をこえて統一へと強いられるべきでもない」<sup>18)</sup>。彼が分離とするのは、異論等を手がかりに、国教会に全面的に背を向け、意見を同じくする者達同士で自分達の師と集会を設立することである。この意味での分離を非難するステイリングフリートの念頭には、分離する人々もプロテスタントであり、「ローマ教会」に対するようには、イングランド教会とのコミニオンを完全に否定していないという事実があった。

この事実として彼が指摘するのは、非国教徒集会を構成していながら、一時的に (occasionally) 国教会の教区礼拝や活動に参加する者たちである。アン・ホワイトマン等によれば、彼らは「部分的信徒」(Partial conformity) 者あるいは非信徒的信徒者 (non-conforming conformists) と呼ばれ、一六七〇年代中葉から一六八〇年代初頭にかけて、国教会に構造的な問題をつきつけた。彼らは分離集会に加わるものの、迫害の恐怖や集会内の人間関係のもつれから、確固たる分離集会信徒になりきれず、教区教会と分離集会との二股をかける。分離集会の構成員の多くは、教区を完全に見限ることのないまま、その行事等に参加していた。<sup>19)</sup> 分離非国教徒と国教会のコミニオンとの関係について、ステイリングフリートは、次の二点を指摘する。

第一に、非国教徒は「われわれの教会の教義」自体に欠陥を言うことはない。それどころか、その信徒はイングランド教会の信仰箇条を熱心に支持する。

第二に、非国教徒の中には、「われわれの教会」とコミニオンをもつことを「正当」と公言したり、教区教会での聖餐を信徒に義務づける者がいる。それは、「われわれの教区教会」を「真の教会」と認めていることだ。<sup>20)</sup>

ステイリングフリートによれば、そもそも非国教徒はイングランド教会の洗礼によって「普遍的な可視的教会」(the Catholic visible Church) の一員となつたのであり、そのことを彼らの多くは否定しない。「われわれの教会の教



義」に問題を言わず、教区教会での礼典を否定しないなら、なぜイングランド教会から分離するのか、と彼は問う。<sup>(2)</sup>

ステイリングフリートは、分離が非難されるべきであるなら、そもそもイングランド教会自体が分離の罪を犯している、という反論を想定していた。宗教改革によってイングランド教会はローマ・カトリック教会から分かれたからである。しかし、そのことを彼は分離とは言わない。イングランド教会の成立過程を意識しながら、そこからの分離が罪となる教会とは何かという点について、彼は議論を進める。

彼にとつて教会とは「全教会」(a whole church) だった。全教会とは国家独立の際にそれと一体化して形成された教会である。この起源はローマ帝国の崩壊時に求められ、その際、自分達を統治する権限をもつ人々が、彼らが信じるキリスト教に立って、「同じ共通の絆、および秩序と統治の準則」の下で一つのキリスト教団体を作った。これが全教会である。ここで彼は、元はアテネの市会を意味した「エクレスシア」という語に注目し、その語がキリスト教会に入ってきた際には、「国事と同様宗教事項を統治し決定する権力をもつ集会」を意味するようになったとする。

右のステイリングフリートの説明には唐突・強引なものがあるが、彼が言いたいのは、ある地域の人々全体が「一つの世俗統治と同一の宗教準則の下」で集会を形成する場合、その集会は国家と一体化した全教会つまり国教会となるということである。「真の教会概念とは、キリスト教の準則に従い、秩序と統治のために一体となった人々の団体」であり、そのかなめは「同一の統治法と同一の礼拝準則」だった。イングランド教会について彼は次のように定義する。それは「この国において同一の信仰告白、同一の統治法、そして同一の神礼拝準則の下で団結したキリスト者の団体」である。

ただし、「同一の統治法と同一の礼拝準則」は何者かによって強制されるそれではない。彼は言う。「教会を形成するのは相互の同意と一致だとしよう。ならば、同一の信仰において、および同一の統治や規律の下で一致して集まっ

た国家的団体 (National Societies) は、個々の会衆 (any particular Congregation) であるのと同様に、なぜ真にかつ当然に教会 (a Church) とならないのか?」この発言には、同一の信仰と同一の統治の法に人々が「同意」(consent) して団体を形成すれば、それが国家かつ教会である、という彼の前提が見える。

彼の教会概念から見れば、宗教改革時にイングランド教会がローマ・カトリック教会から自立したことは分離に相当しない。彼にとって、独立して自分達を統治する人々が、その地で同一信仰、礼拝、統治をもつ教会を形成することとは、分離ではなく「全教会」の形成であり、「ローマ帝国の崩壊時にブリティッシュ・ネイションが世俗統治についてもつたような、われわれの正当な権利を取り戻すにすぎない。」イングランド教会は「ブリティッシュ・ネイション」にとつての全教会であり、「分離」とは「全教会が相互に分かれること、または相互に異なったコミュニオンをもつことを言うのではない」と彼は断っている。<sup>(22)</sup>

彼によれば、非国教徒が分離を犯すのは、彼らが教会を礼拝集会としてのみ理解し、統治や規律の機関とは考えないことによる。分離非国教徒の主張として「主キリストは会衆教会のみを、または礼拝のための個々の集会のみを設立した」という説がある。この見解は、ステイリングフリートによれば、そもそも使徒の模範・要請に反していた。彼はフィリピの信徒への手紙三章十六節「わたしたちは到達したところに基づいて、同一準則で歩みましょう」を引用する。<sup>(23)</sup> この句はキリスト者にむかって「一つの確定した確実な準則の必要性」を言うものであり、しかもこの準則は「異なった実践の自由を伴う」ものではなく、「実践の様式を制約し決定する」ものだとしてステイリングフリートは解釈する。<sup>(24)</sup>

使徒はたんなる伝道者ではなく教会統治者であり、信徒に同一準則を守らせて実践上的一致や統一を図り、それによつて「教会の繁栄と保護」を実現する。その教会は、使徒が統治者となつて儀式や慣習に一定の準則を付与して守

らせる統治機関であり、しかも「一つの世俗統治と同一の宗教準則の下」で「国教会」(one National Church)と呼ばれるべき存在だった。スティリングフリートは使徒の原始教会に分離会衆の起源ではなく、国教会のそれを見た。「同一準則で歩みましょう」という使徒の言を守ればこそ、教会が発展して集会の場所自体は多数となっても、原始教会の「継承」として「一つの教会、一つの祭壇、一つの洗礼、一人の主教、そして彼を助ける多くの長老」という体制を保つことができるのだった。ただし、説教とその公刊の段階では、主教等の教会役職者の役割、国教会制における世俗統治者の役割、そして世俗統治者と教会役職者との統治上の関係は、何も述べられていない。<sup>25)</sup>

説教の段階でスティリングフリートが主張したことは、人々の心を一つにし、平和な教会を維持するには、同一準則の下で同一祈祷と礼典に加わる同一行動が必要だということである。教会は礼拝集会のみならず同一準則を伴う統治機関であり、全教会・国教会として存在するべきものだった。それへの信徒や統一要請は専制ではなく、彼によれば、「同一準則」を言う使徒の原始教会を継承し、教会の歴史的起源の上でも正当化される実践だった。当然、全国民に国教会としてのイングランド教会への信徒を彼は求め、そこからの分離を、そして分離非国教徒への無制約の寛容を許さない。イングランド教会の平和と保護こそプロテスタント教の平和と保護であると言う彼は、「普遍的寛容はトロイアの木馬」だとする。分離非国教徒の「普遍的寛容」は「われわれの敵」を気づかれぬまま引き入れて、イングランド教会と国家の解体に至らしめる、と彼は恐れた。<sup>26)</sup>

説教時の彼の問題意識を整理すると、ローマ・カトリック教への敵意や恐怖の下で、イングランド教会と国家の完全な政治的宗教的独立を維持、強化したいという願望を看取できる。その背景には、教皇主義陰謀の暴露や排斥法案に象徴される教皇主義へのヒステリックまでの恐怖の存在、多数の非国教徒が教区教会とのつながりを完全に断ち切っていないという部分的信徒の存在、そして国教会内において非国教徒迫害への疑問視と共に、イングランド教会の

今後のあり方への懸念が存在したこと、を指摘できる。

彼が分離非国教徒に訴え、かつ彼らから反発を買うことになる論点は、イングランド教会は「一つの世俗統治と同一の宗教準則の下」にある国教会として存在すべきだということである。異なる準則を設定したり別個の師や集会を設立するのでない限り、個々の教区教会や信徒における礼拝様式等の差異を彼は容認するものの、そうした信徒も分離せず、国教会の一員として活動するよう要請する。イングランド教会が国教会として存在すべき正当性は、ローマ帝国崩壊後の経緯、エクレスシア概念、原始教会における使徒の実践の継承、さらに統治と信仰における人々の「同意」に求められる。だが、そもそも教会が国教会として存在することに耐えられない分離非国教徒は、イングランド教会が国教会として存在することの正当性を問い、かつ自分達の分離の正当性を主張して、ステイリングフリートと争うことになる。

(次号へ続く。本稿は平成十九(二〇〇八)年度科学研究費補助金基盤研究(C)による研究成果の一部である。)

- (1) 山田園子「ジョン・ロックと復古体制危機」、『広島法学』第三二卷第二号、二〇〇八年。
- (2) 主教制に相当する語として、監督制 (Episcopacy) という語も用いられる。主教 (bishop) はギリシア語の *ἐπίσκοπος* に相当し、監督制は主教 (bishop) による教会統治体制つまり主教制を指す。本稿では、引用箇所以外は、主教または主教制の訳語で統一する。主教は他の priest (牧師) 等の聖職者とは異なり、聖職叙任等の特別な権限をもち、その権限が使徒から継承されたものと信じる。ただし、使徒継承についての具体的な理解は教会内でも多様である。F. L. Cross (ed.) : *The Oxford Dictionary of the Christian Church*, Oxford, Reprinted 1978, First published 1957 参照。
- (3) ステイリングフリートによるロック批判を収録したリプリントとして、Edward Stillingfleet : *Three Criticisms of Locke*, Georg Olms

- Verlag, 1987.
- (4) *Dictionary of National Biography on CD-ROM*, Oxford University Press Software, 1995. Robert Todd Carroll : *The Common-Sense Philosophy of Religion of Bishop Edward Stillingfleet 1635-1699*, Archives Internationales d'Histoire des Ideas, No. 77, The Hague, 1975, pp. 14-18. 吉村伸夫 ほか『オリギネス・サウラエ』の抜粋訳が以下のサネットにある。 <http://www.fed.tottori-u.ac.jp/~yshmr/documents/Edward%20Stillingfleet.pdf#search=ステイヤリングフリート>。
- (5) E. Stillingfleet : *The Mischief of Separation*, London, 1680, ditto : *The Unreasonableness of Separation*, London, 1681.
- (6) J. Marshall : 'The Ecclesiology of the Latitudin-men 1660-1689 : Stillingfleet, Tillotson and 'Hobbsism'', *Journal of Ecclesiastical History*, Vol. 36, No. 3, July 1985.
- (7) Gary S. De Krey : *London and the Restoration 1659-1683*, Cambridge, 2005, pp. 273-274.
- (8) MS Locke C. 34. の手稿の解説。およびロックによるスティリングフリート批判の詳細については別稿を計画しているが、もしもた、『ロック政治論集』(マーク・ゴルデイ編、山田園子・吉村伸夫訳) 法政大学出版局叢書ユニベルシタス八四四、二〇〇七年、三六二―三六六ページ、「スティリングフリートにかんする批判的ノート(抜粋)」参照。
- (9) Anthony A. Wood : *Athene Oxonienses, A new edition by Philip Bliss*, London, Vol. III, 1817, p. 578. C. E. Whiting : *Studies in English Puritanism from the Restoration to the Revolution, 1660-1688*, London, New impression 1968, First published 1931, pp. 480, 523, 529.
- (10) R. T. Carroll : *op. cit.*, p. 26.
- (11) *Ibid.*, pp. 29, 31. J. Marshall : *op. cit.*, pp. 420. Gordon Schochet : 'Samuel Parker, Religious Diversity, and the Ideology of Persecution', in Roger D. Lund (ed.), *The Margins of Orthodoxy*, Cambridge, 1995, p. 131.
- (12) G. A. Rogers : 'Locke, Stillingfleet et la tolerance', *Les fondements philosophiques de la tolerance*, sous la direction de Y. C. Zarka, F. Lessay, J. Rogers, Tome I, Paris, 2002, pp. 102-104. J. Coffey : *Persecution and Toleration in Protestant England 1558-1689*, Harlow, 2000, pp. 38-39.
- (13) M. Goldie : 'The Search for Religious Liberty 1640-1690', in J. Morrill (ed.), *The Oxford Illustrated History of Tudor and Stuart Britain*, Oxford, 1996, p. 299. 塚田理『インテラランドの宗教』教文館、二〇〇四年、一五三―一五六ページ。
- (14) John Spurr : *The Restoration Church of England 1646-1689*, New Haven, 1991, pp. 144-157. G. Schochet : *op. cit.*, pp. 131-134. M. Goldie : *op. cit.*, p. 305.

- (15) Edward Stillingfleet : *The Unreasonableness of Separation*, London, 1681, The Preface, p. kix. 『ロック政治論集』、八二―八八ページ、「5 サミュエル・バーカー」。
- (16) E. Stillingfleet : *The Mischief of Separation*, pp. A4, 3-4, 19.
- (17) *Ibid.*, p. 20.
- (18) *Ibid.*, p. 36.
- (19) *Ibid.*, pp. 35, 56. Anne Whiteman (ed.) : *The Compton Sensus of 1676 : A Critical Edition*, London, 1986, Introduction, p. xxxvii. M. Goldie and J. Spurr : *Politics and the Restoration Parish : Edward Fowler and the Struggle for St. Giles Cripplegate* . *English Historical Review*, Vol. CLX, No. 432, 1994, pp. 572-573, 581. こうした信徒は occasional conformity (便宜的信徒) と呼ばれることもあるが、この用語は一六八九年のいわゆる寛容法を契機に、主に政治的理由で国教会から礼典を受ける人々を指す。ホワイトマンはそれと区別して、一六七〇年代後半に教区教会と分離集会の二股をかける行為を部分的信徒と呼んだ。
- (20) E. Stillingfleet : *The Mischief of Separation*, pp. 21-22.
- (21) *Ibid.*, p. 25. イングランド教会の「普遍」(Catholic) 性にかんして、『分離の災』では説明はなし。
- (22) *Ibid.*, pp. 16-19. ブリテイッシュ・ネイション (the British Nation) について、またその教会が「イングランド」教会とされることについて、彼の説明はなし。
- (23) *Ibid.*, p. 9. ステイリングフリートが引用する原文は 'Nevertheless, whereto we have already attained, let us walk by the same Rule.' 欽定訳では「これに 'let us mind the same thing' が続く。共同訳では「わたしたちは到達したところに基づいて進むべきです」となっている。
- (24) *Ibid.*, pp. 10-12, 24.
- (25) *Ibid.*, pp. 12, 19, 27.
- (26) *Ibid.*, pp. 23, 32, 37, 41, 58.